

## 第2節 地域コーディネーターと地域関係団体の協働における自治体の役割

幸田雅治（神奈川大学法学部 教授）

### 1. 協働とは何か。

「協働」とは、何か。現在、全国の自治体で、この言葉を使っていない自治体はないと言っていいほど、重要なキーワードとなっている。しかし、「協働」の定義は、特に法令で決まったものではなく、自治体によって、使い方は微妙に異なっている。いくつかの自治体の定義を見てみたい。

愛知県では、「様々な主体が、主体的、自発的に、共通の活動領域において、相互の立場や特性を認識・尊重しながら共通の目的を達成するために協力すること」（「あいち協働ルールブック 2004」）と定義している<sup>10</sup>。

滋賀県は、平成27年3月に策定された滋賀県基本構想で、協働について、「NPO・企業・行政など立場の異なる者同士が、各々が自立（自律）した対等な関係のもと、同じ目的・目標のために連携・協力し、公共的なサービスなどにおいて相乗効果を上げようとする取組」と定義している<sup>11</sup>。

条例で「協働」を定義している都道府県は知る限り無いが、住民との距離が近く、多くの具体的協働事業に取り組んでいる市町村の場合は、条例で定義を定めている自治体も多い。名張市は、自治基本条例<sup>12</sup>の第2条で、「協働とは、市民、市議会及び市がそれぞれの果たすべき責任と役割を認識し、相互に協力して行動することをいう。」と定義し、第36条において、「協働のまちづくり」に関する次の規定を置いている。

- 1 市民（コミュニティ活動や市民公益活動を行う団体を含む。以下「多様な主体」という。）及び市議会並びに市は、それぞれの特性を理解し、互いに尊重し合い、協働してまちづくりに取り組むものとする。
- 2 市は、公共的課題の解決や公共的サービスの提供等について、多様な主体がその担い手となれるよう、適切な措置を講じなければならない。（ここまで、第36条の条文）

横浜市は、市民協働条例<sup>13</sup>第3条で、「市民協働」とは、「公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等とが協力して行うことをいう。」と定義した上で、第8条において、「市及び市民等は、次に掲げる基本原則に基づいて、市民協働事業を行うものとする。」とし、次のとおり、市民協働事業に関する基本原則を

<sup>10</sup> <https://www5.cao.go.jp/npc/tyousakai/1kai/pdf/5.pdf>

<sup>11</sup> <https://www.kyodoshiga.jp/index.php?page/detail/218>

<sup>12</sup> <https://www.city.nabari.lg.jp/s009/110/250/010/089000750-jichi-jourei.pdf>

<sup>13</sup> [https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/0051\\_20180712.pdf](https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/kyodo/jourei/kyoudoujourei.files/0051_20180712.pdf)

定めている。

- (1) 市及び市民協働事業を行う市民等は、対等の立場に立ち、相互に理解を深めること。
- (2) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について目的を共有すること。
- (3) 市及び市民協働事業を行う市民等は、当該市民協働事業について、その情報を公開すること。
- (4) 市及び市民協働事業を行う市民等は、相互の役割分担を明確にし、それぞれが当該役割に応じた責任を果たすこと。
- (5) 市は、市民協働事業を行う市民等の自主性及び自立性を尊重すること。

松戸市は、協働のまちづくり条例<sup>14</sup>第 2 条で、協働とは、「市民、市民活動団体、事業者及び市が、相互の信頼関係の下に、協力して地域の課題の解決に取り組むことをいう。」と定義し、第 3 条では、以下のとおり、協働の基本理念を定めている。

第 3 条 協働の推進は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて行わなければならない。

- (1) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、協働の目的を共有し、相互の役割を理解するとともに、その実現に必要な社会資源を分担すること。
- (2) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、対等な関係に基づき、相互の自主性及び自立性を尊重すること。
- (3) 市民、市民活動団体、事業者及び市は、相互に情報を提供し、協働に必要な情報を共有すること。(ここまで、第 3 条の条文)

岡山市は、協働のまちづくり条例<sup>15</sup>第 2 条で、「協働」とは、「同じ目的を達成するために、互いを尊重し、対等の立場で協力して共に働くことをいう。」と定義し、第 4 条では、以下のとおり、協働の基本原則を定めている。

第 4 条 多様な主体が前条の取組を行うに当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 相互理解の原則 相手の立場を尊重し、相手との違いを認め、互いに理解し合うこと。
- (2) 目的共有の原則 解決すべき課題が何か等、協働する目的を明確にし、共有すること。
- (3) 対等の原則 相互の役割分担について、合意により決定し、活動の場において対等な協力関係を形成すること。
- (4) 自主性及び自立性尊重の原則 互いに依存することなく、不当に干渉することなく、

---

<sup>14</sup> [https://www1.g-reiki.net/matsudo/reiki\\_honbun/g008RG00000833.html](https://www1.g-reiki.net/matsudo/reiki_honbun/g008RG00000833.html)

<sup>15</sup> <https://www.city.okayama.jp/shisei/cmsfiles/contents/0000016/16163/000264767.pdf>

となく、自主性及び自立性を尊重して行動すること。

- (5) 公開の原則 常に相互の関係及び協働の内容を明らかにし、透明性を確保すること。(ここまで、第4条の条文)

郡山市は、協働のまちづくり推進条例<sup>16</sup>第2条で、協働とは、「市民等及び市が、対等の立場で、それぞれの役割を担い、責任を認識しながら、公共的な課題の解決のためともに取り組むことをいう。」と定義し、第3条では、以下のとおり、基本原則を定めている。

第3条 市民等及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、協働のまちづくりを推進する。

- (1) 協働の機会は、年齢、性別、障がいの有無等にかかわらず、市民等の誰もが有すること。
- (2) 協働に対する理解を深め、互いの信頼関係の構築に努めること。
- (3) 協働に関する情報を交換し、その共有に努めること。
- (4) 市民公益活動における自主性及び自発性を尊重すること。
- (5) 地域コミュニティの重要性を認識し、その維持及び発展に努めること。(ここまで、第3条の条文)

以上、引用したように、都道府県における「協働」の定義や市町村の「協働のまちづくり条例」などでの定義をみると、第一に、「共通の目的を実現」、第二に、「役割分担と責任の下」、第三に、「相互の立場を尊重」、第四に、「対等な立場での協力」をほぼ共通したキーワードとして挙げることができる。

また、一般的には、「協働」のメリットとして、次の点を抽出することができるだろう。

- ・ 多様な主体が協働することによって、多様な選択が可能となるなどにより、公共政策の質が総体として高められる。
- ・ お互いの信頼感が生まれるとともに、責任感や地域への愛情が生まれる。
- ・ 行政にとっては、より実態に即した政策の形成が可能となるとともに、行政の活性化につながる。

ちなみに、世界地方自治憲章草案における「協働」は、第10条「市民参加とパートナーシップ」第2項で、「地方自治体は、市民社会のあらゆる主体、とりわけ NGO やコミュニティ組織と、また、民間部門やその他の利害関係者とパートナーシップを確立し、発展させる権利を有する。」と規定されている。

## 2. 地域コーディネーターの役割

「協働」の定義や、「協働の基本理念」を概観したが、特に、「多様な主体」が

---

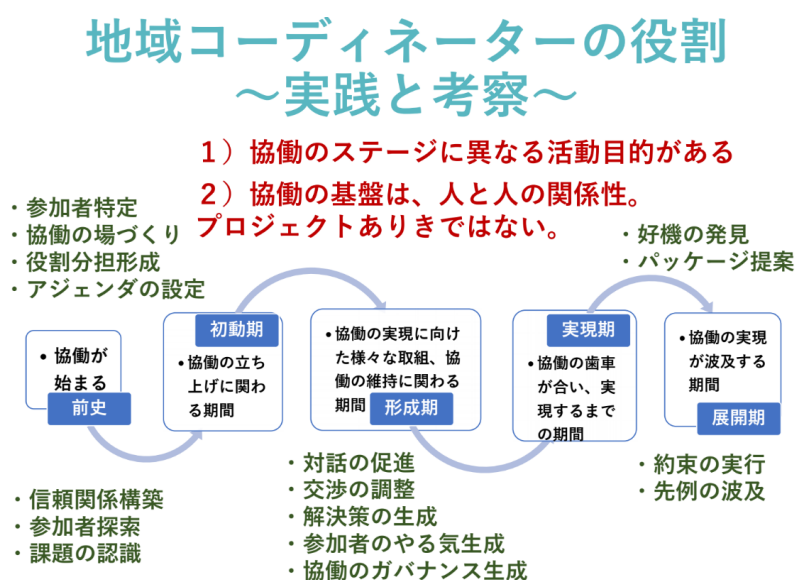
<sup>16</sup> <https://www.city.koriyama.lg.jp/uploaded/attachment/19889.pdf>

「適切な役割分担の下で協働する」ことがうたわれており、それを実現するためには、地域のなかで、多様な主体をつなぎ、適切な役割分担を担えるように調整する存在が必要となる。それこそが、地域コーディネーターと言えるだろう。逆に言えば、真の意味での「協働」を実現するためには、地域コーディネーターの役割が欠かせないと言える。

そこで、本節では、地域コーディネーターの役割について、いくつかの事例からキーワードを抽出してみたい。我孫子市は、地域コーディネーター養成講座<sup>17</sup>を開催し、地域コーディネーターの育成に取り組んでいる。「市民活動やまちの現状を知り、地域のつなぎ役となるコーディネーター」、「社会課題を解決するには?」、「場づくりの力をつける」などの講座名から分かるように、地域団体のつなぎ役としても役割を期待しているようである。

環境省がローカル SDGs 地域循環共生圏の推進にあたって実施した「地域のプラットフォームづくりに取り組もう」というセミナー<sup>18</sup>では、地域コーディネーターを「多様な主体を繋ぐ調整役」と位置づけている坂本真理子氏は、地域コーディネーターの役割についてのレジメ<sup>19</sup>で、「まちづくりには協働が不可欠」であり、「まちづくりの担い手は、ほぼ地域コーディネーターと一致する」とし、その役割は、フェーズごとに変化しながら、発展することを示している（図表1）。

図表1 地域コーディネーターの役割（坂本真理子氏）



（出典）佐藤真理子氏のレジメより

<sup>17</sup> [https://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/shikatsu\\_jichikai/tiikied.html](https://www.city.abiko.chiba.jp/kurashi/shikatsu_jichikai/tiikied.html)

<sup>18</sup> <https://chiikijunkan.env.go.jp/tsukuru/seminar/2021/>

<sup>19</sup> [https://chiikijunkan.env.go.jp/assets/pdf/tsukuru/seminar/2021/terakoya\\_09\\_lec01.pdf](https://chiikijunkan.env.go.jp/assets/pdf/tsukuru/seminar/2021/terakoya_09_lec01.pdf)

一般社団法人ワカツクは、東北チャレンジコミュニティ<sup>20</sup>というプロジェクトで、地域コーディネーターの業務内容を次のように整理している<sup>21</sup>。

### (1) 地域事業者の希望や課題をプロジェクト化する

地域の事業者の方が、何をやりたいか・何に困っているか徹底的に話を聞いて課題やニーズを把握し、目的の設定や活動内容、活動の中で得られる経験を考え、プロジェクト化します。それに合わせてどんな人材が相応しいのか、募集する人材像を設定します。

### (2) プロジェクトに適した人材の募集・マッチングを行う

サイト・SNSでの情報発信や、副業・兼業を推進している企業と相談して、設定した目標や活動内容、人材像に適した人材を募集します。プロジェクトを開始する前に、地域コーディネーターとの面談やオリエンテーション、事業者の方との面接も実施して、お互いにミスマッチが起きないように進めていきます。

### (3) 面談や話し合いでプロジェクトの進行をサポートする

プロジェクトを進める上で何か障害はないか、人材と受け入れ事業者の方との間で適切にコミュニケーションは取れているか等、人材と受け入れ側双方に対して定期的に面談を行います。課題が出ればコーディネーターを交えた話し合いを行い、プロジェクトが円滑に進むようサポートします。

### (4) プロジェクト終了後の振り返り、次のプロジェクトの紹介など

プロジェクト終了後にも目標達成の振り返りを行います。振り返りを行うことで、人材側も事業者側もここで得た経験を今後活かすことができるものとなります。今後の取り組みについてもヒアリングを行い、人材の東北との関係の継続と地域事業者の成長による地域の活性化につなげます。

以上から分かることは、地域コーディネーターの役割は、人と人をつなぐこと、地域団体と地域団体や人をつなぐこと、つまり、何にも増して、「マッチング」であるということが言えるのではなかろうか。そして、坂本氏が指摘するように、プロジェクトありきではないが、地域の課題解決のために適宜適切な役割を果たすことで、「様々なプロジェクトを円滑に進め、成果を上げる」ことを目指すことになる。

本研究会で報告いただいた田林氏（第2章を参照）によれば、コーディネータ

---

<sup>20</sup> <https://t-challenge.jp/#organization>

<sup>21</sup> <https://t-challenge.jp/coordinator/>

一とは、第一に、「思っていることを話してもらおう」、第二に、「本音の部分全体で共有し」、第三に、「関係者の合意形成を図る」、第四に、「取り組みの財源を確保し、事業化を図る」ことであるとする。第一及び第二は、「マッチング」であり、第三及び第四は、「様々なプロジェクトを円滑に進め、成果を上げる」取り組みであり、これが、コーディネーターの役割であると言い換えることができるのではなかろうか。

### 3. 新公共ガバナンスから見た地域コーディネーターの位置づけ

ここまで述べてきたように、地域における協働を実効的なものとする上で、地域コーディネーターとしての重要な役割がマッチングだと捉えると、それが上手くいくためには、新公共ガバナンス（以下「NPG」という。）の考え方が参考になるのではなかろうか。

日本では、イギリス発祥の新公共経営（以下「NPM」という。）の考え方が広まったが、その後、NPMの本家である英米系諸国で、その行き過ぎへの反省がなされ<sup>22</sup>、公共分野における公共経営において、新公共サービス（以下「NPS」という。）やNPGの考え方が重視されるようになってきた。しかし、そのような世界の流れの中で、日本のみが旧態然としたNPMの考えを何の検証も行わずに漫然と継続している。これは、公共性を軽視し、公共が本来果たすべき役割を十分に認識しないまま人々の福祉や権利が侵害される状況が進んでいることを意味している。本節では、このこと自体を論じるのは目的ではないので、それは置くことにするが、地域コーディネーターの役割を考える上で、NPGの考え方が有益であるため、NPGの考え方を地域コーディネーターに当てはめて考察してみる。

NPGは、NPMのように、行政のスリム化・効率化を最優先とするのではなく、行政が住民やNPOなどの多様な主体とネットワークを構築し、地域におけるガバナンスを重視する考え方である。つまり、行政と地域のアクターとの「協働」による政策の決定過程、パートナーシップの仕組みであると言える。

松尾亮爾は、わが国地方自治体における事務事業の形成において、新たな枠組みが求められるとし、「NPMからNPGへのパラダイム転換」、「公的価値の共創を軸とする事務事業の形成手法の確立」、「公的価値の評価手法の確立」、「事務事業の形成と評価の統合的枠組み」の必要性について提起している<sup>23</sup>。また、松尾は、NPGの概念を基本とする事務事業形成手法の導入の具体的枠組みにつ

---

<sup>22</sup> イギリス発祥のPFIは、既に与野党の一致した共通認識の下で、公共政策としてのPFIはすでに放棄されている。

<sup>23</sup> 松尾亮爾「わが国地方自治体における事務事業の形成の変遷と今後の課題」（ビジネス & アカウンティングレビュー 第19号、2017年6月）pp117-136

いて、「コ・プロダクションの概念の拡張に加え、組織間連携を基本的要素とする、価値創造を促進する枠組みであることが重要と考える」<sup>24</sup>とするが、この考えも、地域における多様な組織の連携により、そのネットワークから新たな価値が創造されることを重視していると言えよう。

NPS の理論的主唱者である J. V. Denhardt and R. B. Denhardt が NPM と NPS を比較したもの<sup>25</sup>を元に、以前に筆者が整理したもの<sup>26</sup>があり、これに、NPG との比較を筆者がさらに追加したものが図表 2 である。NPG においては、公共の利益の概念は、「協働による価値創造（価値共創）」であり、自治体が地域づくりに取り組むにあたっては、「地域の様々のアクターの相互作用を踏まえた地域社会の運営」を目指すこととなる。ここでは、地域の様々なアクターの相互作用を繋ぐ「コーディネーター」が重要となるが、このコーディネーターの役割を自治体が直接果たすことには必ずしもならない。なぜなら、「協働」においては、自治体と地域の様々なアクターが「対等の関係」となることを目指さなければならないことに加えて、各アクターの間をフラットに繋ぐためには、自治体よりも地域で活動し、その活動ゆえに信頼を得ている地域コーディネーターがその役割を果たすことが適しているからである。

図表 2 新公共経営(NPM)、新公共サービス(NPS)、新公共ガバナンス(NPG)の比較

	NPM (新公共経営)	NPS (新公共サービス)	NPG (新公共ガバナンス)
理論上、認識論上の根拠	経済理論（実証主義社会科学に基づく）	民主主義理論(多様なアプローチ)	ガバナンス理論(アクター間のネットワーク)
人間行動の合理的モデル	経済人	政治的、経済的、組織的合理性からの複合評価	社会人
公共利益の概念	個人的利益の集積	共有価値に関する対話	協働による価値創造(価値共創)
公務員が責任を負う相手方	顧客	市民	地域の様々なアクター
政府の役割	Steering (舵取り) 市場力を発揮する触媒の役割	Serving (奉仕する) 市民とコミュニティの関心の協議と仲介、共通価値の創造	Governance (マネジメント) アクターの相互作用を踏まえた協働的社会運営

<sup>24</sup>松尾亮爾「ニュー・パブリック・ガバナンスがもたらす価値創造の変革」(ビジネス&アカウンティングレビュー 第 20 号、2017 年 12 月) p104。

<sup>25</sup> J. V. Denhardt and R. B. Denhardt (2015) The New Public Service: Serving, Not Steering, 4rd Edition /Routledge、pp26-27

<sup>26</sup> 幸田雅治「自治体と民間の役割分担」(『地方自治論』(幸田雅治編、法律文化社、2018 年 4 月) p188

政策目標を達成するための仕組み	民間及び非営利団体を通じて、政策目標を達成するための仕組みとインセンティブの創出	公共部門、非営利団体及び民間団体の協調体制の構築	政策形成のためのネットワークの形成。広範な意思決定の仕組みの構築
説明責任のアプローチ	市場志向性：幅広い諸団体が望む成果をもたらす自己利益の集積	多面性：法、コミュニティの価値、政治規範、職業規範、市民利益に対応が求められる公務員	共有性：政策情報の共有、コミュニケーションの深化
行政上の裁量	幅広い裁量	制約された裁量で説明責任がある	制約された裁量で相互評価による責任がある
組織構造	代理権の範囲内における分権化された公共機関	リーダーシップを共有した協働型構造	組織間連携
公務員の動機づけ	起業家精神、政府の規模と機能の縮小への願望	公共サービス、社会貢献への願望	関係性の構築、新たな知識・価値の習得

#### 4. 地域コーディネーターへの支援

一般的に、地域活性化には地域資源の効果的活用が重要であり、それを実効性ある形で実現するには、その実現を支え、実現するための3つの資源、すなわち人的資源、情報資源、財政的資源が重要になる。

人的支援としては、地域コーディネーターを応援する人、一緒に活動してくれる人などが重要である。地域コーディネーター1人だけですべてを行うことは難しいので、活動の理念に共鳴してくれる人や、場合によっては、NPOなどの団体を作って、組織的に活動する基盤が必要となろう。

情報資源としては、協働する過程を支援する大学などの研究機関や、地域課題によっては、当該課題に関する専門的知見を持つ専門家の協力があることで、課題解決が円滑に進むことが可能となるだろう。

財政的資源は、言うまでもなく、活動するには資金が必要であるし、地域課題の解決のためには一定の財政的裏付けがなければ、実現は困難となるだろう。

特に、具体的事業の取り組みの段階になってくると、これら人的資源、情報資源、財政的資源は相互に絡み合って機能することが欠かせないと思われる。そして、その際に重要なのは、協働の理念がどう設定され、その理念の共有をどう行うのか、そして、それを具体的取り組みにどう結び付けていくかが問われることとなる。

地域課題に密接に関連した情報資源を外部から提供することが効果的と考えられる。鶴岡の地域循環まちづくりは、鶴岡市と市民有志、早稲田大学都市・地域研究所が協働して、中心市街地を中心的舞台として10年以上、進めてきた取



り組みの成果である。この中心的な役割を外部から提供したのが、早稲田大学の佐藤滋教授をはじめとするメンバーであり、それに、鶴岡市のなかにあつて、高谷氏などの地域コーディネーターが呼応したことで歯車が上手く回っていったと評価することができる。

また、鶴岡市のまちなかキネマに関連して、コーディネーター的役割を果たした人については、第3章第1節の図表4で整理されているので、これに沿ってしてみると、「検討会への参加」、「まちづくりについての助言」、「イベントの調整」などの具体的事業の調整、「市民の意見の集約（署名、アンケートなど）」が挙げられている。

## 5. 自治体の役割

先に述べたように、第一に、協働は、「異なる主体が、一緒に問題解決していくこと」を意味しているが、課題を共に解決するためには、当該課題について深く理解した上で、解決方法を見つけ出さなければならない。地域団体は当事者であるだけに、場合によっては、行政よりも知識を持っていることもあるが、一方で、課題によっては、行政と地域団体との間に存在する「情報の非対称性」ゆえに、地域課題の解決方法を見つけ出す上で、地域団体が十分な専門的知識を十分には持っていない場合もある。

このような場合、欧米では、中間支援組織が発達しているため<sup>27</sup>、様々な支援が行われるが、中間支援組織が日本では未成熟である。地域団体などに情報資源や財政的資源を提供する欧米における中間支援組織に代わって、その機能を代替するのは「地域の公共性を体現する存在」である自治体の役割が重要となる。自治体から、住民や地域団体に対して、専門的知識等を積極的に提供していく必要がある。

第二に、協働は、「対等な関係」に意味がある。これは、地域団体から見れば、地域団体の主体性が重要であることを意味している。したがって、自治体の支援は、あくまで側面的な支援にとどまるべきであつて、地域団体が自ら地域課題の解決に取り組む場合のその具体的内容それ自体に自治体が介入することがないようにしなければならない。

また、「対等」であることを、自治体が自らの責任と負担の軽減のために使わないようにしなければならないことも当然である。鈴木隆志は、「欧米における協働では、住民が政策形成過程へ影響を与えているが、日本における協働は実施段階が多い。その背景には、欧米では、住民の自発的参加、住民団体の資金や人

---

<sup>27</sup> 原田晃樹・藤井敦史・松井・真理子「NPO 再構築への道」（勁草書房、2010年4月）、木村富美子他「社会的企業を支援する組織に関する考察」（地域学研究 49 巻 2 号、2019年）など

材などの資源が整っていることがある」とする<sup>28</sup>。実施段階における「協働」では、住民や地域団体が、自治体の下請け的役割に陥ってしまうことも多い。課題解決の方途自体を地域が自ら考えることこそが真の協働である。自治体は地域団体を便利使いするのではなく、対等な立場を堅持した上で、地域団体の足らざる部分を支援することが求められている。

自治体の支援について、第3章第1節5. で触れた鶴岡市のまちなかキネマに関連した地域コーディネーターの役割と対比して考えてみると、次のような自治体の役割が浮かび上がってくる。

- 「検討会への参加」：自治体がマッチングの場（又はコミュニケーションの場）を提供する。
- 「まちづくりについての助言」：地域団体の主体性を尊重しつつ、自治体が有する情報資源などを提供する。
- 「イベントの調整」などの具体的事業の調整：地域コーディネーターの調整を自治体が側面的に支援（情報資源の提供、財政的支援など）
- 「市民の意見の集約（署名、アンケートなど）」：自治体は、住民や地域団体の声を受け止めて、政策に反映する。

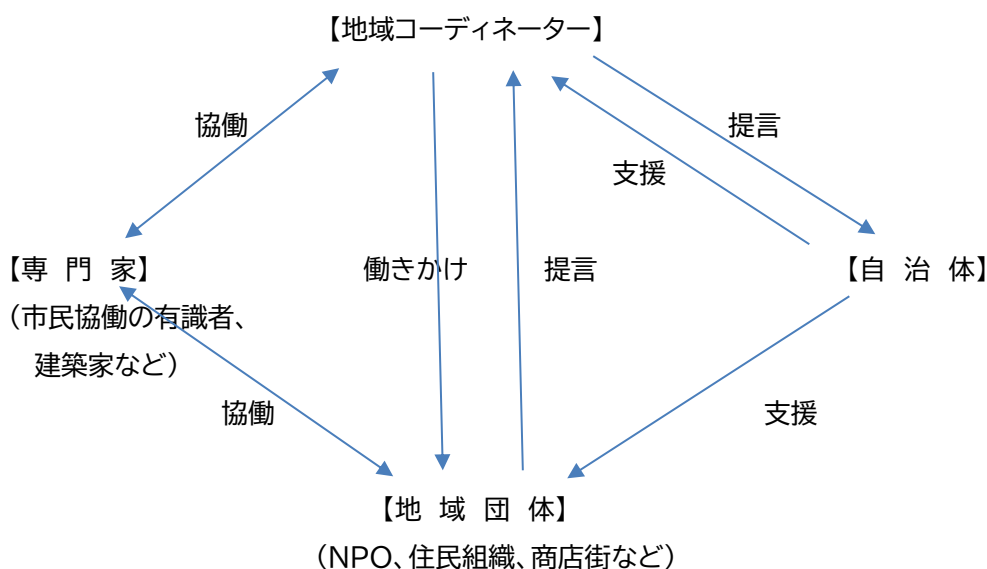
以上を踏まえて、地域コーディネーター、地域団体、自治体の三者に、専門家を加えて、これらの相互関係を図示したものが図表3である。地域コーディネーターは、地域団体のマッチングの役割を果たすべく、地域団体へ働きかけを行う。また、地域団体からの提言を受けとめて、それを踏まえたマッチングを行うとともに、自治体に対して、地域課題の解決のための提言を行う。一方、自治体は、地域団体や地域コーディネーターに対して、情報資源の提供や財政的支援などの支援を行う。

地域コーディネーターは、地域の中心になって、その役割を果たす存在であるが、主として外部から、地域協働に関する知識・経験を提供することや地域課題に特有の専門的知見を提供することによって、地域団体や地域コーディネーターと協働する存在として、専門家は重要と考えられる。そのため、この図に専門家の位置づけを入れている。

---

<sup>28</sup> 鈴木隆志「アメリカの地方自治と協働に関する一考察」（政経研究第56巻1号、2019年7月）

図表 3 地域コーディネーター、地域団体、自治体、専門家の役割の相互関係



図表 3 に示すような相互関係の下で、それぞれのアクターがお互いの役割を適切に認識して、地域課題の解決に取り組むことが期待される。とりわけ、地域コーディネーターの「マッチング」という繋ぎ役の存在は、大変重要であることを理解することができるのではなかろうか。

## 6. おわりに

本節では、「協働」概念をベースにして、地域コーディネーターの役割を考えてみた。少子高齢化、地域社会の衰退、地域産業の振興など多様なまちづくり課題をそれぞれの地域が抱えている。これらの課題を解決する上で、自治体の役割はますます高まってきているが、それとともに、NPO や社会的企業、地域運営組織や住民団体など多様なまちづくり組織が出現してきている。このような多様な主体の協働による地域運営が求められるなかで、これら団体のマッチングを行う繋ぎ役として、また、プロジェクトを実現に導く地域コーディネーターの役割が注目されてきている。

そして、地域コーディネーター及び地域コーディネーターが繋ぐ地域団体に対する自治体の支援の重要性も高まっている。特に、中間支援組織が十分に育っていない日本においては、真の意味での自治体の寄り添う支援が求められている。

本節では、「協働」概念を基に、地域コーディネーターの役割を考察してきたところであるので、最後に、「協働」に関する主要な文献を参考までに列挙しておくこととする。

白石克孝・新川達郎編「参加と協働の地域公共政策開発システム」日本評論社、2008年4月

稲生信男「協働の行政学」勁草書房、2010年1月

斎藤文彦・白石克孝・新川達郎編「持続可能な地域実現と協働型ガバナンス」日本評論社、2011年6月

田中弥生「市民社会政策論」明石書店、2011年8月

岩崎正洋編「ガバナンス論の現在」勁草書房、2011年8月

岡村周一・人見剛編「世界の公私協働」日本評論社、2012年2月

渡辺光子「NPOと自治体の協働論」日本評論社、2012年3月

藤村正之編「協働性の福祉社会学」東京大学出版会。2013年6月

小田切康彦「行政—市民間協働の効用」法律文化社、2014年4月

外山公美・平石正美・中村祐司・西村弥・五味太始「日本の公共経営」北樹出版、2014年4月

佐々木利廣編「地域協働のマネジメント」中央経済社、2018年6月

田中宏編「協働する地域」晃洋書房、2020年3月

松下啓一「事例から学ぶ・市民協働の成功法則」水曜社、2022年5月

河井孝仁編「市民は行政と協働を創れるか」彩流社、2022年10月

宮森征司「自治体事業と公私協働」日本評論社、2023年3月

櫻井常矢編「地域コミュニティ支援が拓く協働型社会 地方から発信する中間支援の新展開」学芸出版社、2024年3月